

平成 17 年 7 月 28 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント(意見提出手続)実施について

本所は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備を行います。

概要は次のとおりです。

「株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度の開始に伴う債券に係る上場・売買制度の整備について」(別紙参照)

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 17 年 8 月 11 日(木)までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.tokeidai.co.jp/sse/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 17 年 8 月 11 日(木)

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 総務部

F A X : 0 1 1 - 2 5 1 - 0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 17 年 8 月 11 日(木)以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

(2) 上場廃止基準関係	<p>000万円のいずれか一の金額であることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管振替機構の取扱いの対象とならないこととなった債券は、上場廃止とします。 ・ その他、市場環境の変化に合わせ、以下の基準の整備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> - 国内債券について、同一発行者に係る上場銘柄数に関する制限を廃止します。 - 上場審査基準における発行後経過年数に関する基準を廃止します。 - 未償還額面総額が上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合に上場廃止にするという基準を廃止します。 - 最終償還期限が到来する債券の上場廃止日は、最終償還日から起算して5日前の日(休業日を除外する。)とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は、原則として1発行体1銘柄しか上場を認めておりません。 ・ 現行は、発行後経過年数3年以内であることが上場の要件となっています。 ・ 現行は、残存年数が1年未満となったところで上場廃止としています。
(3) その他		
2. 売買制度		
(1) 売買単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各債券の金額(各債券の金額が複数ある場合にはその最低額。)とします。 	
(2) 決済日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債券の売買の決済は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下同じ。)の日に行うものとします。ただし、売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは当該利子の支払いが行われる日。以下同じ。)の前日(銀行休業日を除外する。)に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管振替機構において、利払期日の前日は、振替が停止されることとなります。
(3) 決済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員と顧客の間の決済は、社振法に基づく顧客口座又は保管振替機構における口座の振替により行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過利子の計算は、現行どおりとします。 ・ 清算参加者とクリアリング機構の間の決済方法については、クリアリング機構の制度要綱を御参照ください。

<p>・ 実施時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度の施行日は、保管振替機構における一般債振替制度の開始と同時期とします。 ・ 本制度の施行日現在に本所に上場されている債券の売買は、保管振替機構が当該債券を振替業の対象として取扱いを開始するまで、なお従前の方法によることとし、当該債券が、平成19年3月末日までに、保管振替機構が振替業の対象として取り扱う債券とならない場合には、平成19年4月末日をもって上場廃止とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管振替機構における一般債制度の開始は、平成18年1月10日が予定されています。 ・ 左記の債券に係る会員と顧客との間の決済物件の受渡しについては、保管振替機構が振替業の対象として取扱いを開始するまでは、現行どおりの決済方法とし、保管振替機構における取扱い開始後は、 . 2 . (3) の方法による決済とします。
----------------	---	--

以 上